

目 次

I はじめに

II 第 5 期市町村障がい福祉計画等策定にあたっての留意点

- 一 基本事項
- 二 計画期間及び年度ごとの PDCA サイクル
- 三 計画策定の体制
- 四 平成 32 年度の成果目標及び活動指標における国・府の考え方

III 第 5 期吹田市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の概要

- 一 章立て
- 二 策定スケジュール

I はじめに

- 障害者総合支援法及び児童福祉法において、都道府県及び市町村は、国の基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（障がい福祉計画）及び障がい児通所支援等の提供体制の確保その他障がい児通所支援等の円滑な実施に関する計画（障がい児福祉計画）を定めることとされている（障害者総合支援法第88条第1項及び第89条第1項、児童福祉法第33条の20及び第33条の22）。
- また、これらの法律においては、市町村が障がい福祉計画及び障がい児福祉計画（以下「障がい福祉計画等」という。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ都道府県の意見を聴くこと（障害者総合支援法第88条第10項及び児童福祉法第33条の20第11項）、及び、都道府県知事が市町村に対し障がい福祉計画等の作成上の技術的事項について必要な助言をすることが規定されている（障害者総合支援法第90条第1項及び児童福祉法第33条の24）。
- これらの規定は、市町村が創意工夫を凝らしながら、地域の実情等に応じて自主的・主体的に計画を策定しつつも、それぞれの取組みに格差が生じないようにするとともに、市町村と都道府県の間で調和を図るために設けられているものである。

II 第5期市町村障がい福祉計画等策定にあたっての留意事項

一 基本事項

- 第5期市町村障がい福祉計画等の策定にあたっては、障害者総合支援法及び児童福祉法を受けて策定された国の基本指針を踏まえつつ、平成28年4月の障害者差別解消法をはじめ、5月に成年後見制度利用促進法、8月に改正発達障害者支援法が施行されたことや、平成30年4月に改正障害者総合支援法及び児童福祉法の施行が予定されていることなど、近年及び今後の制度改革の動向等を踏まえた内容とすることが重要である。
- なお、吹田市においては、平成28年度に第4期吹田市障がい者計画（吹田市障がい福祉計画を含み、一体的に記述）を策定しており、当該計画の基本理念及び基本原則を以下のとおり定めており、第5期吹田市障がい福祉計画及び第1期吹田市障がい児福祉計画（以下、「第5期吹田市障がい福祉計画等」という。）においても踏襲するものである。

<基本理念>

『住み慣れた地域で安心して育ち、学び、働き、暮らせるまち 吹田』

<3つの基本的方向性>

- ・ 当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進
- ・ 障害者基本法、障害者差別解消法をはじめとする障がい者関係法制度の正しい解釈と運用
- ・ ライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制の構築

二 計画期間及び年度毎のPDCAサイクル

- 第5期市町村障がい福祉計画等においては、平成32年度を目標年度として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定するとともに、成果目標を達成するため、平成30年度から平成32年度までの各年度における障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量（活動指標）を設定し、その見込量の確保のための方策を明らかにすることが必要とされている。
このようなPDCAサイクルを、第4期障がい福祉計画に引き続き、適切に運用するためには、住民に最も身近な基礎的な自治体である市町村が自らの責任において成果目標を設定し、障がい福祉サービス等の提供体制の確保にむけて主体的に取り組んでいくことが重要である。

三 計画策定の体制

- 第5期市町村障がい福祉計画等の策定にあたっては、国の基本指針で示された留意すべき基本的事項を基本としつつ、とりわけ以下の点に留意する必要がある。

1 障がい者等の参加及びニーズ等の把握

- 障がい福祉計画等の策定及び実施にあたっては、障がい者やその家族等を含めた当事者の意見を反映させることが不可欠であり、障がい者の意見や実情等を聴取する機会を積極的に設けることが重要である。
- 障害者総合支援法及び児童福祉法においては、市町村が障がい福祉計画等を作成するにあたっては、障がい者等の心身の状況やその置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案し、計画を作成するよう努めることとされている。
- この点について、国の基本指針においてさらに具体化が図られており、現在のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行うことが適当であるとされている。さらに、ニーズ調査等については、郵送によるアンケート、障がい種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障がい者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられ、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる旨が示されており、市町村においては、これらの手法を参考に、障がい者のニーズ等を正確に把握するよう努めること。
- さらに、これまで施策の谷間にあったことで障がい福祉サービスがあまり利用されてこなかった発達障がいや高次脳機能障がい、重症心身障がい、難病など、障がい福祉サービスの利用につながっていない者のニーズ等の掘り起こしについても積極的に取り組むこと。
- なお、これらの取組みに先立って、第4期障がい福祉計画のサービス見込量と実績に大きく乖離がある場合には、その要因と、見込方法の改善策について検証するように努められたい。

⇒ 第4期障がい福祉計画の評価・検証

⇒ アンケートの実施

⇒ 意見聴取会の実施

2 障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会の体制整備

- 障害者総合支援法88条第9項及び児童福祉法第33条の20第9項において、市町村は、障がい福祉計画等を定め、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ協議会の意見を聴くように努めなければならないとされていることを踏まえ、市町村は、障がい福祉計画等の作成や変更に当たり協議会の意見を聴く仕組みを構築することが必要である。
- その上で、協議会において障がい福祉計画等を検討する際には、単に障がい福祉サービス等の見込量を決定するのみならず、地域の重要課題について認識を共有する場とするとともに、計画の実施状況についても適切に把握し、必要に応じて審議や助言を行うなど、計画の効果的な推進を図る場とするよう努めること。
- また、市町村においては、地域における支援体制の整備を進めるため、協議会の取組みの充実・強化を図っていくことが重要である。例えば、地域に存在する様々な課題について専門的に議論し解決を図ることを目的として、地域移行や地域定着、就労支援、権利擁護（虐待防止）、障がい児支援などの専門部会を設置するなど、地域の実情に応じた協議会の活性化に向けた取組みをより一層進めるべきである。
さらに、第5期市町村障がい福祉計画等においては、後述の「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに係る保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」や「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」が新たに成果目標として位置付けられており、このような協議の場の設置にあたっては、協議会の活用を軸に検討されたい。

四 平成 32 年度の成果目標及び活動指標における国・府の考え方

○ 国の基本指針においては、

第 5 期障がい福祉計画において

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等

第 1 期障がい児福祉計画において

- (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- (2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- (3) 「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

を成果目標として設定することとされている。

○ 両計画に掲げる成果目標については、それらを達成するための活動指標を計画に見込むことが適当とされている。そこで、当該成果目標の活動指標として位置付ける項目は、次頁 P6「成果目標と活動指標の関係」に記載のとおりとする。

(成果目標と活動指標の関係)

(成果目標)

(活動指標)

住み慣れた地域で安心して育ち、学び、働き、暮らせるまち 吹田

施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 障がい保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- 精神病床における1年以上長期入院患者数
- 精神病床における早期退院率（入院後3か月・6か月・1年の退院率）

障害者の地域生活の支援

- 地域生活支援拠点の整備

福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労移行支援事業の利用者の増加
- 就労移行支援事業所の就労移行率の増加
- 一定の就労定着率の達成
- 工賃の向上

障がい児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

(都道府県・市町村)

- 居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 福祉施設（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立訓練、生活介護）利用者から一般就労への移行者数
- 就労定着支援の利用者数
- 工賃の目標額

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障がい児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

第5期障がい福祉計画

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 地域移行者数の成果目標

- 市町村においては、援護の実施者として施設入所者の状況を適切に把握し、大阪府から提示される数値（平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行）の目標を設定すること。また、その際には、府から提供される施設入所者等に対する意向調査の結果等を踏まえ、現計画での未達成分にも留意しつつ、障がいの軽重に関わらず、特に長期入所者への地域での暮らしの動機づけも含めて、計画的な地域移行を検討すること。
- 障がい者の地域生活を支える障がい福祉サービスや相談支援事業の基盤整備については、在宅障がい者とその家族等への支援にもつながるものであり、市町村は今後とも主体的に取り組む必要がある。障がい福祉サービス等の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により、多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図るとともに、相談支援の充実、居住の場としてのグループホームの量的・質的な充実、関係機関によるネットワークの構築など、地域で障がい者が安心して生活できる支援システムの整備に努められたい。

② 施設入所者の削減数の成果目標

- 市町村においては、地域移行者や新たに施設入所が見込まれる人数などを踏まえながら、大阪府から提示される数値（平成28年度末時点の施設入所者から2%以上の削減）をもとに目標を設定すること。その際、新たに施設へ入所する者の数は、グループホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定するよう、留意すること。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」において、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを理念として明確にすべきである旨が記載されている。

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関連して、国の基本指針においては、新たな目標として「圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」が設定され、地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保を図ることとされている。
また、「精神病床における一年以上長期入院患者数」「精神病床における早期退院率（入院後 3 ヶ月時点、入院後 6 か月時点、入院後 1 年時点）」も目標として設定されている。
- このうち、「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」について、市町村において、平成 32 年度末までに、協議の場を設置することを目標として設定されたい。大阪府としては、平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目標として設定する。
- 市町村においては、精神障がい者の地域移行・地域定着について主体的に取り組んでいく体制を整備するため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を支える「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」を、障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会に部会を設置することなどにより、早期に実現することが重要である。また、その際には、障がい保健福祉圏域ごとに設置される「圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」との連携について留意されたい。

(3) 障がい者の地域生活の支援

- 国の基本指針においては、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の 5 つの機能が求められる地域生活支援拠点等について、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することとされている。
- 市町村においては、平成 32 年度末までに府域での整備が完了するよう、第 4 期障がい福祉計画期間中の取り組みを踏まえ、整備の全体像の実現に努められたい。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

○ 障がい者が自立した生活を営むためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要であり、障がい者雇用を推進するための積極的な対策を図っていくとともに、障がい者就労施設や在宅就業障がい者等の仕事を確保する取組みが求められている。

○ 障がい者の一般就労への移行を一層促進するとともに、就職後の職場定着への支援を強化していくに当たり、障がい者の就労及び定着を支援する機関が連携し、地域全体で包括的に支援していくことが必要である。

そのため、障害者就業・生活支援センターを核とし、就労移行支援事業所や支援学校、ハローワーク、地域の経済団体などが連携し、市町村福祉部署・産業労働部署も参画する就労支援ネットワークのさらなる充実・強化が求められる。

○ 大阪府では府有施設の清掃業務を活用した就労訓練や総合評価一般競争入札制度をはじめ、障がい者を非常勤職員として雇用し一般就労を目指すチャレンジ雇用（ハートフルオフィス推進事業）の取組みを実施している。

庁舎内の食堂や喫茶コーナー等を活用して障がい者の就労を支援している市町村もあり、こうした取組みを参考としながら、身近な地域での障がい者の雇用・就労や職場体験・実習機会の拡充に努めること。

① 福祉施設から一般就労への移行

○ 市町村においては、大阪府から提示されるこの目標値（平成 32 年度末までに福祉施設〔就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護〕を通じて一般就労に移行する者を、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.3 倍以上〔1,700 人以上〕を市町村ごとに按分した数値を下限とし、これまでの移行実績などを踏まえ、目標を設定されたい。なお、この目標値の実績については、各市町村において支給決定した者の数で捉えることとする。

② 就労移行支援事業の利用者数

○ 市町村においては、平成 28 年度末の利用者数を踏まえ、大阪府から提示される数値をもとに目標を設定（平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末の利用者数から 2 割以上増加）すること。なお、この目標値の実績については、各市町村において支給決定した者の数で捉えることとする。

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

- 市町村においては、管内の就労移行支援事業所において、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上となるように、目標を設定すること。

④ 就労定着支援事業による一年後の職場定着率

- 市町村においては、管内の就労定着支援事業を実施する事業所において、支援を開始した時点から1年後の職場定着率が80%以上となるように、基盤整備も含めて目標を設定すること。
- なお、就労支援定着事業の内容は今後、国から示される予定であることから、大阪府としては、国の基本指針と同じ目標を設定する。

⑤ 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

- 大阪府は全国と比べて工賃実績が極めて低く、市町村によって水準に差が見られる状況にある。また、国の基本指針においては、就労継続支援（B型）の利用者数及び見込量の設定にあたっては、工賃の平均額についての目標水準の設定が望ましいとされている。
- このため、工賃の平均額について、大阪府独自に成果目標を設定することとし、大阪府の工賃の目標額は、個々の就労継続支援B型事業所において設定した目標額を踏まえた設定とする。市町村においては、大阪府から提供される管内の就労継続支援B型事業所において設定された平成32年度の目標工賃を踏まえて目標額を設定すること。
- また、市町村においては、障がい者優先調達推進法に基づく調達方針により、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進し、調達目標の達成に向けた官公需に係る障がい者就労施設等からの受注機会の拡大に取り組むとともに、比較見積書の省略など発注事務手続きの簡素化や庁内推進体制の確立などについても併せて取り組むこと。また、庁舎等を活用した製品販売スペースの提供や区域内の障がい者就労施設情報の提供などについても積極的に取り組むこと。

第 1 期障がい児福祉計画

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

① 児童発達支援センターの設置

- 大阪府としても国基準に沿った目標設定とし、市町村においては、平成 32 年度末までに児童発達支援センターを少なくとも 1 か所以上設置することを基本として目標を設定されたい。また、設置される児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援が実施されるよう努められたい。

② 保育所等訪問支援の充実

- 大阪府としても国基準に沿った目標設定とし、市町村においては、平成 32 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本として目標を設定されたい。その際には、①の目標と連動して、各市町村に設置される児童発達支援センターが保育所等訪問支援の実施主体となるよう努められたい。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- 大阪府としては、府内の重症心身障がい児の数が約 2,400 人であることを把握していることから、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の平均的な登録児童数で除した箇所数を参考にして、大阪府の平成 32 年度末までの目標を設定する。
- 市町村においては、府から提供される、上記目標数を各市町村の対象児童数に応じて按分した数を踏まえ、目標を設定されたい。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

- 大阪府としても国基準に沿った目標設定とし、市町村においては、平成 30 年度末までに、これまで大阪府と市町村で構築してきた重症心身障がい児者地域ケアシステムを活用すること等により、対象を「医療的ケア児」に拡充した協議の場を市町村ごとに設置することを目標として設定されたい。また、その際には、各市町村において児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項に規定された「医療的ケア児」の実態把握のための調査を実施した上で、障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会、要保護児童対策地域協議会など既存の会議の活用も検討されたい。

なお、大阪府においては、実態把握のための調査要項 及び 協議の場の設置促進のための支援ツールを作成する予定であるので、活用されたい。

Ⅲ 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の概要

一 構成イメージ

1章 計画の策定にあたって

計画策定の目的、基幹、策定体制等を記載する。

2章 障がい者の現状と支援・サービスの状況

障がい者手帳所持者数のデータ、第4期計画の評価・検証、アンケート調査結果などを記載する。

3章 第5期及び第1期計画の基本的な考え方

国の指針に従い、市の基本的な考え方を記載する。

4章 第5期及び第1期計画の具体的な取組

成果目標の達成に向けての取組、サービス等の利用見込量と必要量確保方策を記載する。

5章 第5期及び第1期計画の推進体制

二 策定スケジュール（予定）

平成29年7月12日 第1回障がい者施策推進委員会の開催

平成29年7月下旬～8月中旬 アンケートの実施

平成29年8月2日 意見聴取会の開催

平成29年11月 第2回障がい者施策推進委員会の開催 ⇒「計画素案」

平成30年1月 パブリックコメントの募集

平成30年2月 第3回障がい者施策推進委員会の開催 ⇒「計画案」